

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年11月22日

支出負担行為担当官

東北防衛局長 伊藤 茂樹

1 業務概要

(1) 業務の名称 三沢米軍(30)建築工事監理業務(その2)

(2) 業務内容 以下に掲げる工事の工事監理業務を行う。

・(仮称)三沢米軍(30)管理棟(0432)新設建築工事

本業務の履行期間中において、予定している業務員数は以下のとおり。

・管理技術者：巡回 延べ 21人・日

・技術者：巡回 延べ 292人・日

(3) 履行期限 平成32年12月20日

(4) 本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式適用業務である。

また、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第79条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)が1,000万円を超える業務の場合は、技術提案の履行を含め、契約の内容に適合した履行確保を厳格に評価するために、「履行確実性」の審査を追加し、その結果を評価に反映させる試行業務とする。

(5) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては東北防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(6) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

2 競争参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成29・30年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築コンサルタント」に係る「A」の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること

(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付けを受けた者を除く。)でないこと。

(4) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、東北防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(通達)」(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく1級建築士事務所登録を有すること。

(6) 次に示す同種又は類似業務について、平成20年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した業務の実績を有すること。

・ 同種業務：元請けとして鉄筋コンクリート造(RC造)又は鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)2階建て以上かつ延べ面積900㎡/棟以上の新設建築監理業務

・ 類似業務：鉄筋コンクリート造(RC造)又は鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)2階建て以上かつ延べ面積900㎡/棟以上の新設建築監理業務

なお、当該実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部(以下「旧防衛施設局等」という。))を含む。)の業務に係るものにあつては、業務成績評定通知書の業務評定点(総合点)(以下「評定点」という。)が65点未満のものを除くこと。

(7) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。詳細は入札説明書による。

(8) 東北防衛局が発注した業務のうち、平成28年度及び平成29年度に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。

(9) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)に示す条件をすべて満たす者である。

(ア) 1級建築士の資格を有する。

(イ) 平成20年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務における経験を有する。

・ 同種業務：元請けとして鉄筋コンクリート造（RC造）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）2階建て以上かつ延べ面積900㎡/棟以上の新設建築監理業務

・ 類似業務：鉄筋コンクリート造（RC造）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）2階建て以上かつ延べ面積900㎡/棟以上の新設建築監理業務

なお、当該経験が防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除く。

(ウ) 平成30年11月22日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が4億円未満かつ10件未満である。ただし、平成30年11月22日現在の手持ち業務に東北防衛局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

(エ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ 配置予定担当技術者

配置予定担当技術者については、配置予定管理技術者と兼務をしていない。

(10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないKOTO

。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからウとし、詳細は入札説明書による。

ア 企業の実績及び能力

イ 配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = 60 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じて次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。

(ア) 企業の実績及び能力

(イ) 配置予定管理技術者の経験及び能力

(ウ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)アからウをもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(4) 実施上の留意点

受注者より提出された「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、業務完了後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして、評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号

東北防衛局総務部契約課

TEL 022-297-8296

FAX 022-297-8241

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 平成30年11月22日から平成31年1月11日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<http://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat 11形式)

図面類 : PDF (Acrobat 11形式)

申請書類 : Word (2013形式) 又は一太郎 (2013形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/j/procurement/kensetsukouji/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 申請書、技術資料及び技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 平成30年12月3日正午まで

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書、技術資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）が3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期間等

ア 受領期間 平成31年1月7日から同年1月9日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後3時まで。紙入札方式による場合は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。

ただし、最終日は午後3時まで。

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参することとし、郵送等は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年1月15日 午前9時45分

イ 場所 東北防衛局5階電子入札室

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除。

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行青葉通代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 手続における交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 予定価格が1,000万円を超える業務の場合、技術提案の履行を含め、契約内容に適合した履行が可能か否かを審査するため、調査基準価格未満で入札したすべての者について、開札後速やかに履行確実性に関するヒアリングを行うものとする。

(12) 詳細は入札説明書による。

6 用語の定義

入札公告、入札説明書及び評価基準等に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 防衛省発注機関

契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。

(2) 特殊法人等

ア 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第2条第1項及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行例」（平成13年2月15日政令第34号）第1条の法人をいう。

イ 別の法律によりアの法律に準拠した特殊法人等と同等と規定されている発注機関。

ウ 現在は特殊法人から外れているが、当時特殊法人等だった発注機関（過去における公団及び公社も含む。）。